



地方金融機構債について

令和8年7月版



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構

Japan Finance Organization for Municipalities

目次

<1.地方公共団体金融機構（JFM）の概要について>		令和8年度資金調達計画案	10
JFMの役割	1	地方金融機構債（10年債）のспレッド推移	11
地方債計画におけるJFMの役割について	2	地方金融機構債（5・20・30年債）のспレッド推移	12
地方債計画とJFM	3	地方金融機構債（2年債）の発行	13
<2.地方公共団体金融機構（JFM）の業務について>		FLIP債 柔軟な起債運営の取組み	14
JFMの基本的な仕組み	4～5	FLIP債・スポット債発行実績	15
地方公共団体金融機構の長期・低利融資	6	外債発行計画と実績	16
貸付額の推移と状況	7	<4.機構におけるサステナビリティ・地域貢献・ 地方支援業務等の取組について>	
<3.機構の資金調達について>		機構におけるサステナビリティの取組	17～22
地方金融機構債の特色	8	地方公共団体金融機構による地域貢献	23
資金調達額の推移	9	地方支援業務	24
		(参考)公庫債権金利変動準備金の国への帰属について	25

1.地方公共団体金融機構（JFM）の概要について

1-1. JFMの役割

地方公共団体金融機構(JFM)は、地方金融機構債の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に対し、長期かつ低利の資金を融資する地方共同の資金調達機関です。

○全ての地方公共団体が出資

→ 長い歴史を有する公営企業金融公庫の高い信用力及び強固な財務基盤を承継

○特別の法律に基づく公的機関(地方共同法人)

→ 地方公共団体金融機構法に基づき設立

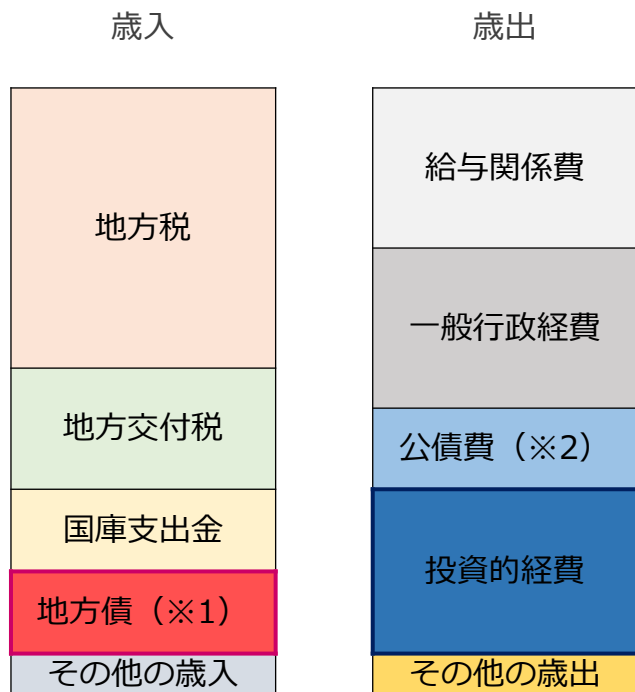
■JFMの歴史

年月		出資者
1957. 6	公営企業金融公庫 設立	国
	↓ 全ての権利・義務を承継	
2008.10	地方公営企業等金融機構 業務開始	全地方公共団体
	↓ 貸付対象を一般会計事業にも拡大	
2009. 6	地方公共団体金融機構に改組	全地方公共団体

1-2. 地方債計画におけるJFMの役割について

地方財政計画

【地方公共団体の歳入・歳出における地方債の位置付け】



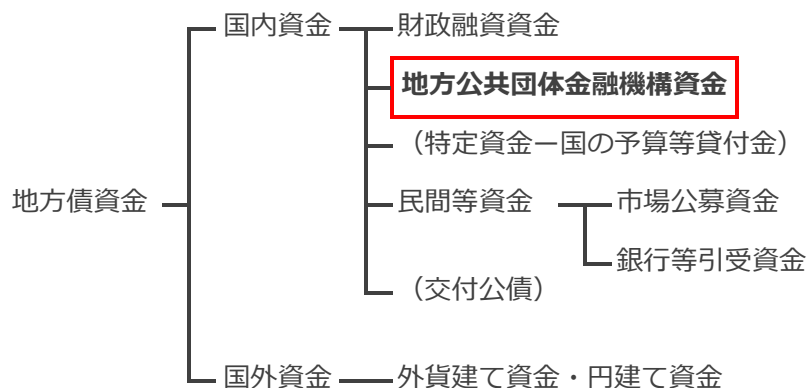
(※1) 地方債の新規発行額

(※2) 地方債の元利償還金

◆ 地方債は、原則として投資的経費（建設事業関係の経費）の一定部分に充てられます

地方債計画

【地方債の借入先による分類】



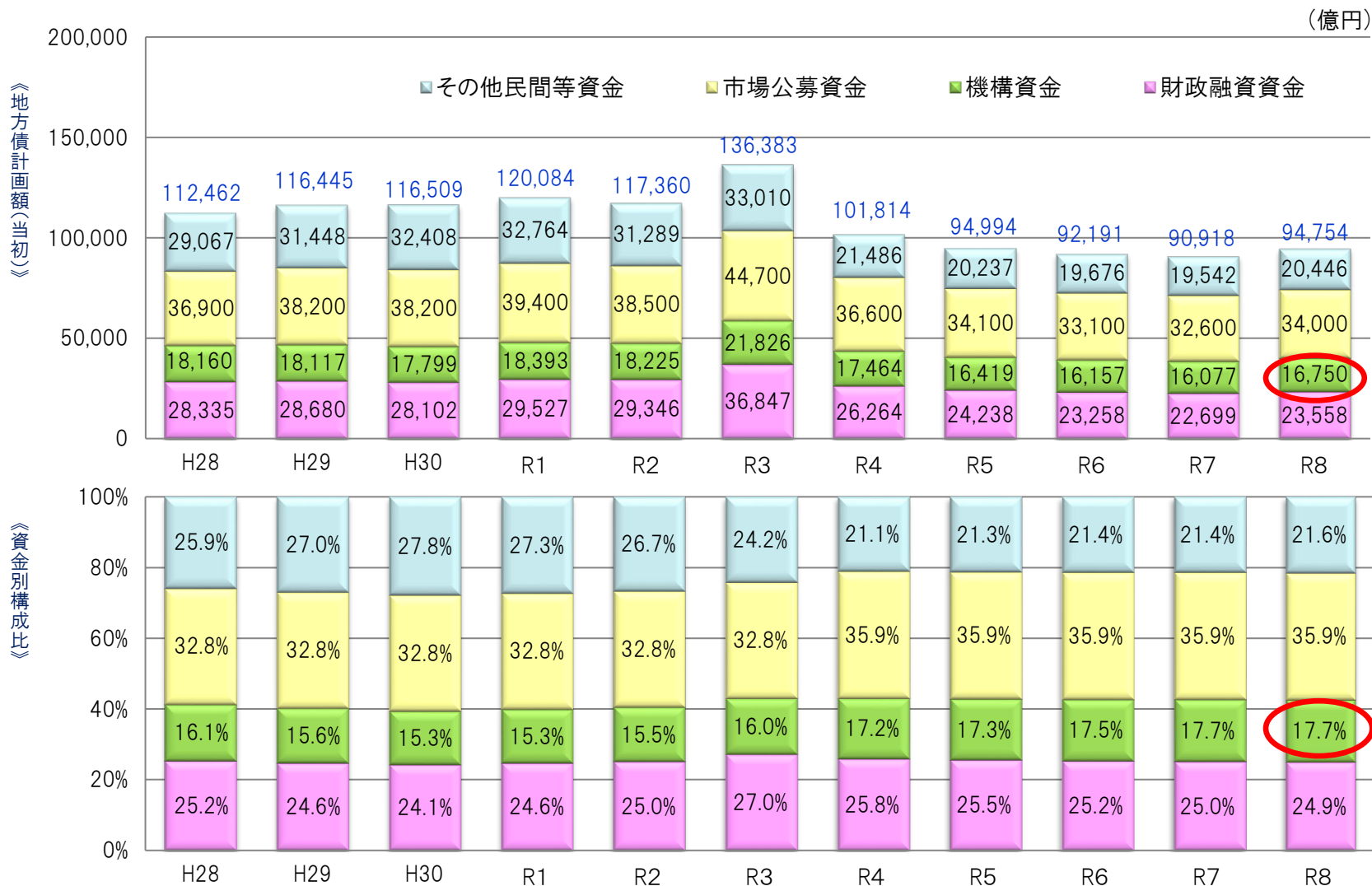
【地方債資金の構成内訳】

(単位: 億円、%)

区分	令和8年度計画		令和7年度計画		差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公的資金	40,308	42.5	38,776	42.6	1,532	4.0
財政融資資金	23,558	24.9	22,699	25.0	859	3.8
地方公共団体金融機構資金 (国の予算等貸付金)	16,750 (140)	17.7 —	16,077 (177)	17.7 —	673 (△37)	4.2 (△20.9)
民間等資金	54,446	57.5	52,142	57.4	2,304	4.4
市場公募	34,000	35.9	32,600	35.9	1,400	4.3
銀行等引受	20,446	21.6	19,542	21.5	904	4.6
合計	94,754	100.0	90,918	100.0	3,836	4.2

◆ 次年度の地方財政計画・地方債計画策定後（12月頃）、JFM資金計画が確定。

1-3. 地方債計画とJFM

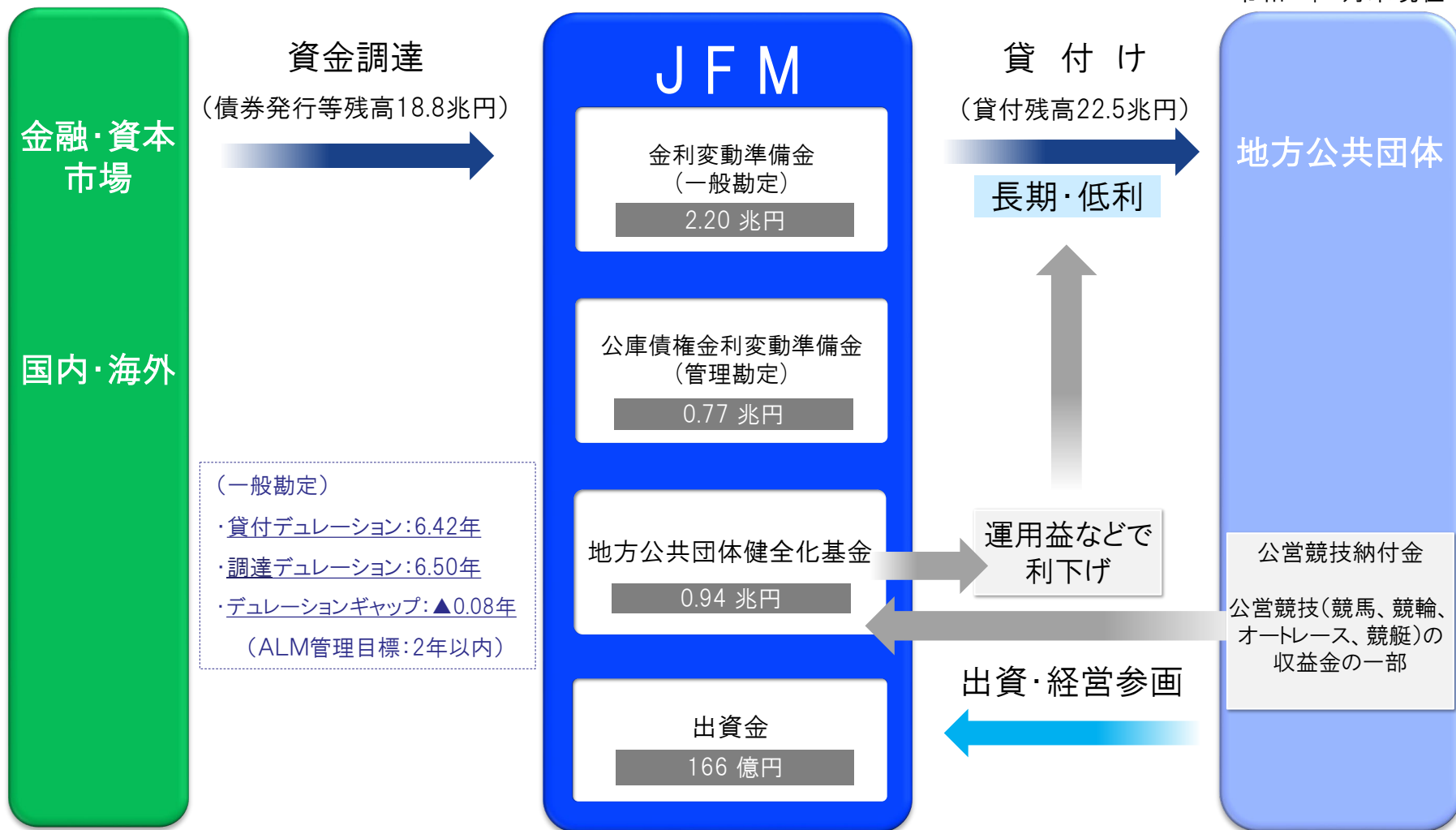


(注)通常収支分と東日本大震災に関連する事業分の合計

2.地方公共団体金融機構（JFM）の業務について

2-1. JFMの基本的な仕組み(1)

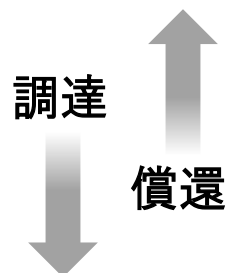
令和8年3月末現在



2-1. JFMの基本的な仕組み(2)

市場

- 地方共同の資金調達機関
- 非政府保証の地方金融機構債(一般担保付債券)を発行



○強固な財務基盤

- 金利変動準備金等 約2.97兆円
- 地方公共団体健全化基金 約0.94兆円

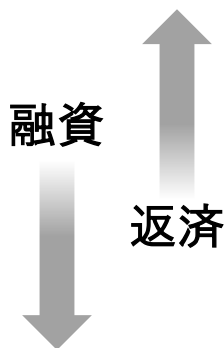
○償還確実性の担保

- 機構法において、機構解散時に、その財産をもって債務を完済することができないときは、完済するために要する費用の全額を地方公共団体が負担するとされている。(機構法第52条第1項)

J F M

○地方公共団体にのみ融資 (これまで貸倒れは1件もない)

- 国又は都道府県に同意・許可された地方債のみに対して貸付け(機構法第28条)
- 民間金融機関では提供困難な長期・低利資金を融資。



○地方公共団体の債務不履行が生じないような仕組み

- 地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障。
- 個々の地方公共団体の財源不足額に地方交付税を交付し、ミクロベースでの財源保障。
- 「元利償還費」や「決算収支の赤字」が一定水準以上となった場合は、地方債の発行に許可を要することとする早期是正措置。
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による、財政の早期健全化・再生。

地方公共団体

2-2. 地方公共団体金融機構の長期・低利融資

- 機構は地方公共団体に長期・低利の融資を行っています。

主な融資事業の貸付期間

事業例	最長貸付期間*
水道事業	40年
下水道事業	40年
工業用水道事業	40年
地方道路等整備事業	20年
交通事業	40年
病院事業	30年
介護サービス事業	30年
社会福祉施設整備事業	25年
公営住宅事業	25年
駐車場事業	20年
臨時財政対策債	20年、30年**

* : 30年超の貸付については、利率見直し方式のみ

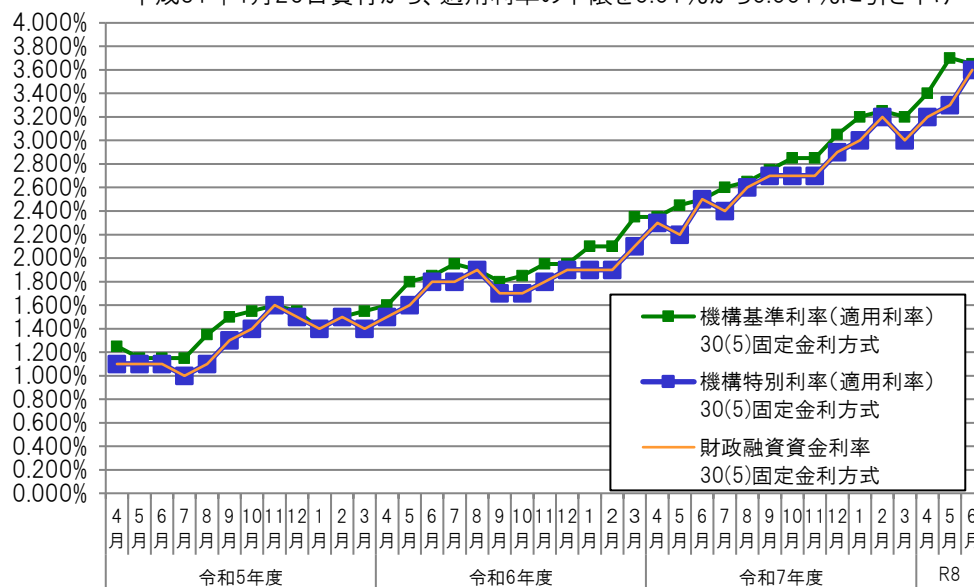
** : 利率見直し方式、都道府県・政令市:30年、市町村分:20年

- スケールメリットを活かした効率的な資金調達、また公営競技納付金を活用した利下げにより、長期・低利での貸付を実施
- 機構特別利率は財政融資資金と同等(機構の算定利率が財政融資資金を下回った場合、財政融資資金の利率が下限となります。)

適用利率(令和8年6月26日以降)

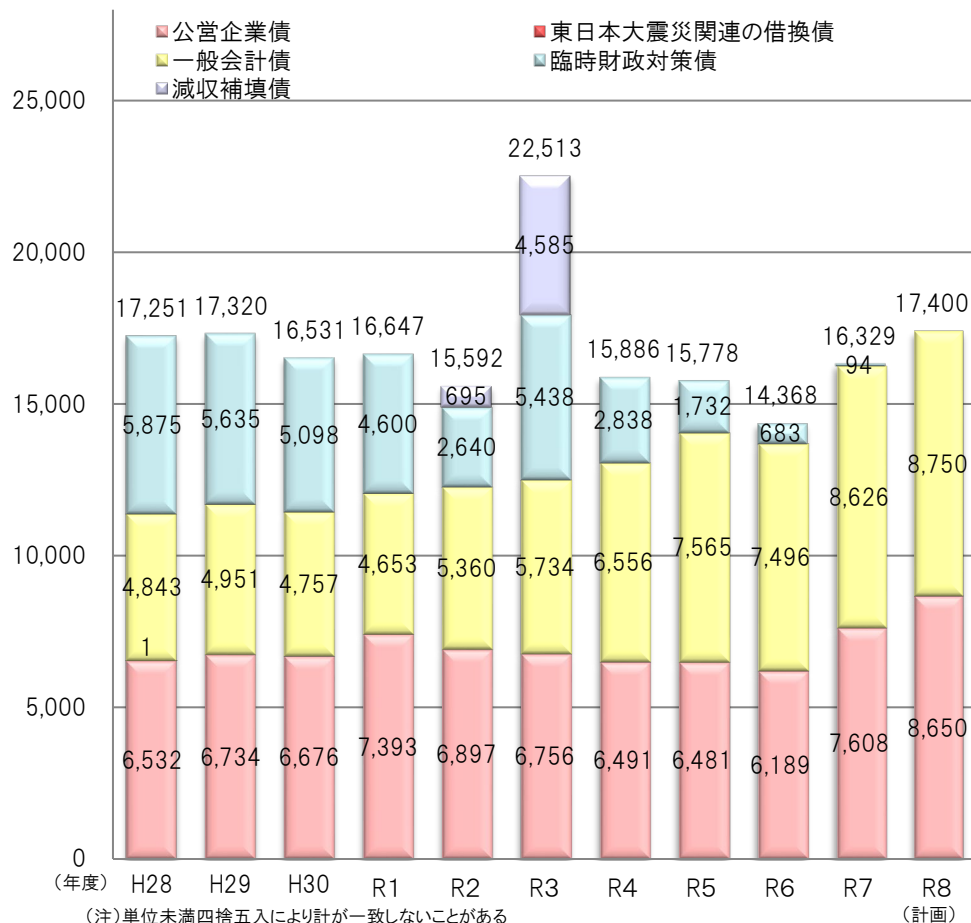
種類	固定金利方式	利率見直し方式
	30年(5年据置)	20年(3年据置)
機構基準利率	3.650%	2.750%
機構特別利率	3.600%	2.600%
(参考)財政融資資金	3.600%	2.600%

(注) いずれも半年賦元利均等償還の場合の利率
利率見直し方式は、「10年ごと見直し」の利率
平成31年4月25日貸付から、適用利率の下限を0.01%から0.001%に引き下げ



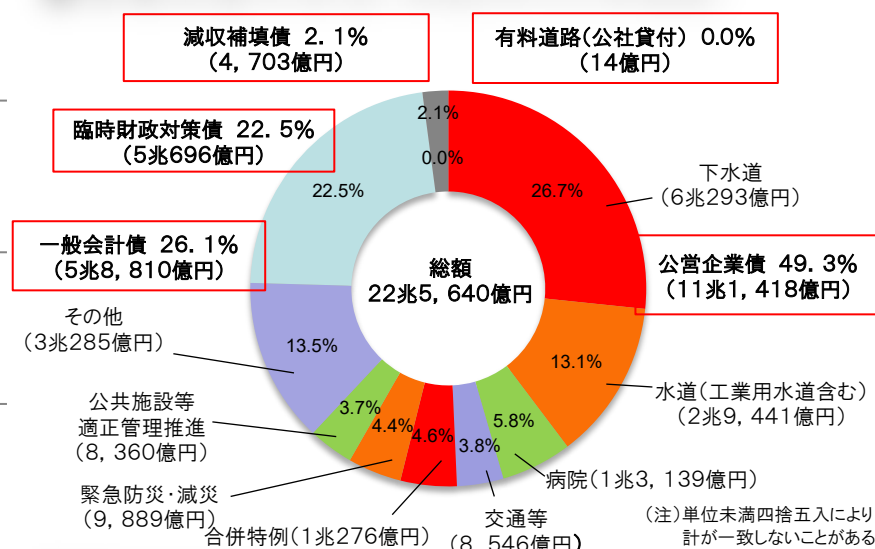
2-3. 貸付額の推移と状況

(億円)

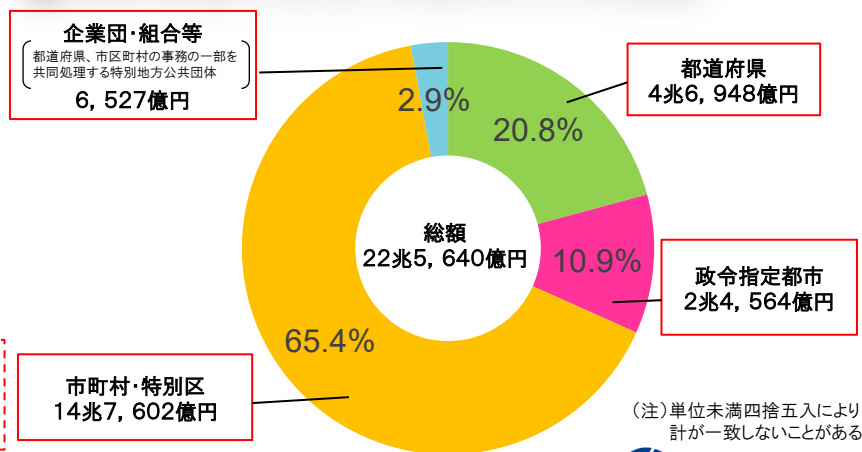


- 一般会計債: 公営住宅、地方道路、防災対策、学校教育施設、社会福祉施設などに充てられる地方債
- 公営企業債: 水道事業、交通事業、下水道事業、病院事業などに充てられる地方債
- 臨時財政対策債: 地方財政収支の不足額を補填するため、特別に発行を認められた地方債

■ 事業別貸付状況(令和8年3月末残高)



■ 団体別貸付状況(令和8年3月末残高)



3. 機構の資金調達について

3-1. 地方金融機構債の特色

高い信用力

国債と同等の格付

- ・R&I：AA+ ・S&P：A+ ・Moody's：A1 ⇒ 国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付
※2024年10月のS&Pによる格付においては、強固な自己資本基盤等に鑑みスタンドアローン評価を「a+」から「aa-」に引上げ
- ・バーゼル規制におけるリスクウェイト10%(円建ての場合)
※外貨建てまたは海外の投資家に関しては各国規制当局の確認による
- ・NOMURA-BPI及びDBIIは機構債券を地方債に分類
- ・日銀適格担保要件を充足(円債)

資産の安全性

債務不履行が生じない極めて安全性の高い地方公共団体のみに貸付け

- ・国又は都道府県の同意・許可を受けた地方債に対してのみ貸付け
- ・地方交付税制度、地方財政健全化法で債務不履行が生じない仕組み
- ・機構法に、機構解散時に債務を完済できないときは、完済費用の全額を地方公共団体が負担する旨の規定

高い流動性 多彩な商品性

国内最大級の発行体として多様な年限の債券を発行

- ・2年債、5年債、10年債、20年債、30年債は、四半期毎に起債計画を公表し計画的に発行
- ・FLIP債、スポット債、国外債等を需要に合わせて発行
- ・フレックス枠の活用により、各種機構債の増額や追加発行等、機動的に起債

市場環境を 適切に反映

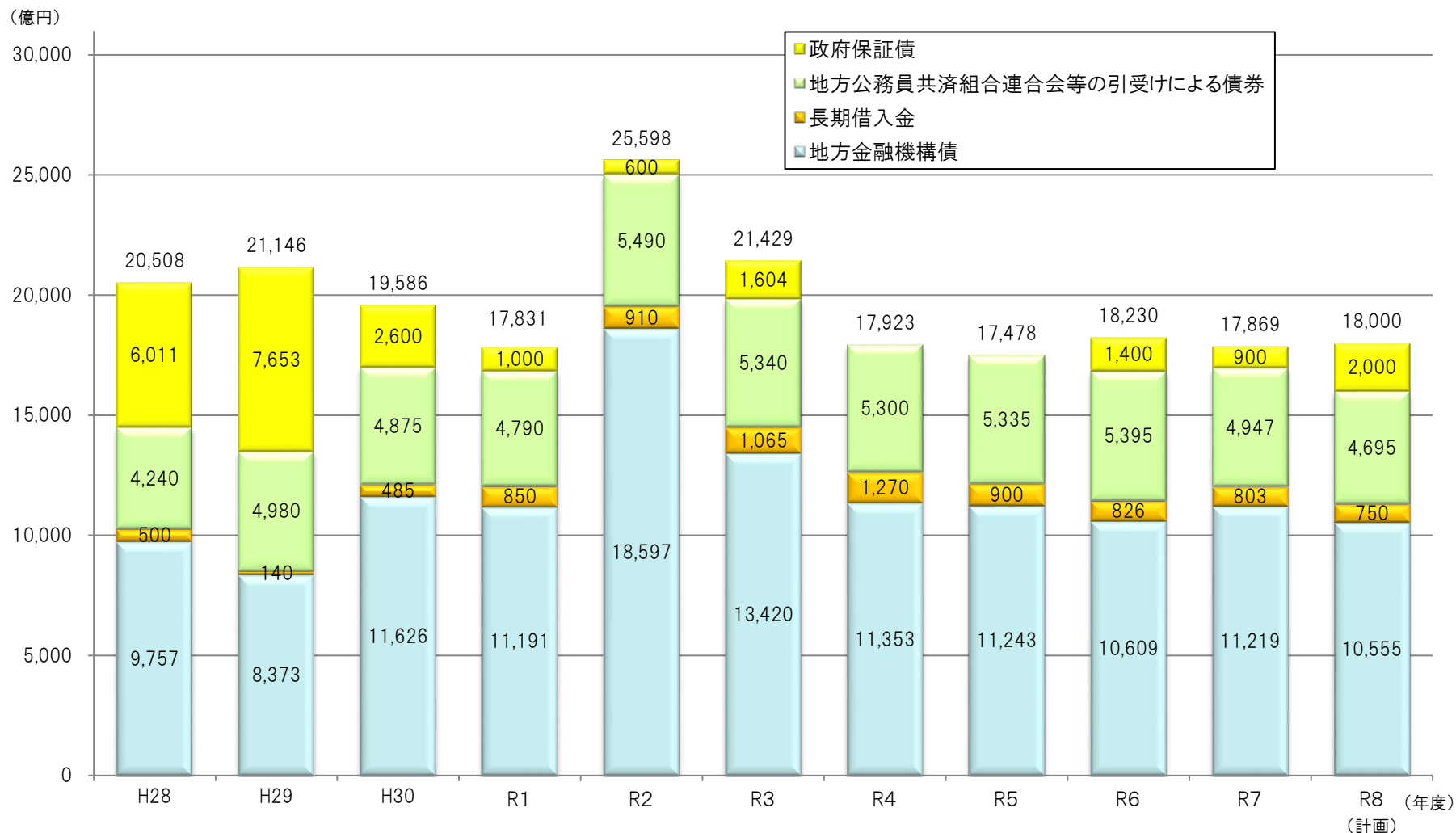
投資家との丁寧な対話を踏まえた条件決定

- ・主幹事方式を基本とし、マーケット動向を反映した弾力的な起債運営

キャピタル・アイAwards“BEST ISSUER OF 2023” 地方債等部門(2023年度最優秀地方債等発行体)を受賞

※2022年度から2年連続で受賞

3-2. 資金調達額の推移



3-3. 令和8年度資金調達計画

■ 公募債

(億円 単位未満四捨五入)

債券の種類	令和8年度計画(当初)		備考	令和7年度計画(当初)	令和7年度実績
		うち上半期予定額			
国内債	6,000	3,770		6,100	7,250
10年債	2,500	1,300	毎月発行	2,700	3,030
20年債	900	550	四半期に2回程度	1,000	990
5年債	200	100	半年に1回程度	200	520
30年債	200	100	半年に1回程度	200	210
新 2年債	300	300	年に2回程度	—	—
スポット債	—	—		—	—
FLIP債	1,900	1,420	随時発行	2,000	2,500
国外債	3,000	1,600	ベンチマークを年3回程度	3,000	3,969
フレックス枠	1,555	—	年間を通じて活用	1,755	—
合計	10,555	5,370		10,855	11,219

(注) 10年債は、原則、10年国債入札の1週間後に条件決定する。

国内債の5年債については、グリーンボンドとして発行することを予定している。

フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用。各種債券及び長期借入の実績額にはフレックス枠充充分が含まれている。

■ 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和8年度計画	令和7年度実績
10年債	2,335	2,577
20年債	2,360	2,370
合計	4,695	4,947

(注) 地方公務員共済組合連合会等とは、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会のことを指す。

■ 長期借入

令和8年度計画	令和7年度実績
750	803

■ 政府保証債

債券の種類	令和8年度計画	令和7年度実績
4年債	2,000	900

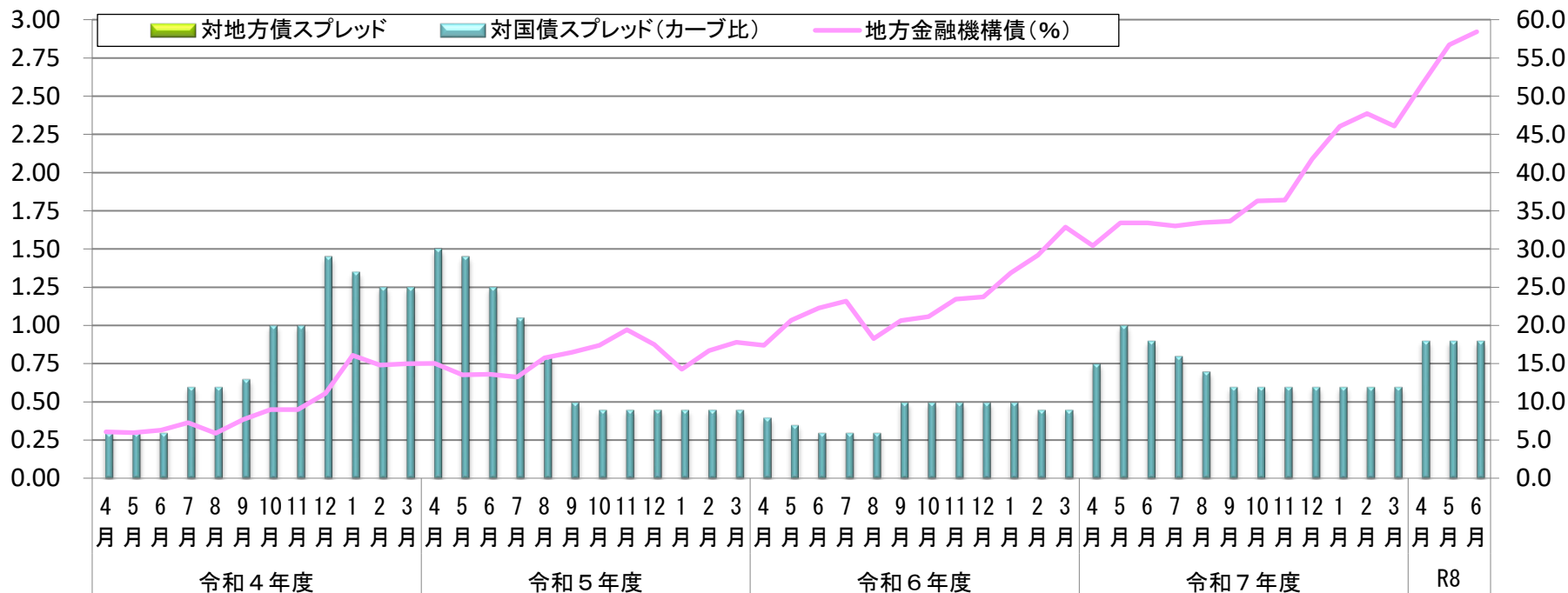
3-4. 地方金融機構債(10年債)のスプレッド推移

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第203回	令和8年 4月 9日	240	2.576	18.0	0.0
第204回	令和8年 5月 15日	250	2.835	18.0	0.0
第205回	令和8年 6月 9日	300	2.922	18.0	0.0

令和8年度 10年債引受体制(五十音順)	
シ団①	SMBC日興証券、大和証券、野村証券、みずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券
シ団②	岡三証券、しんきん証券、東海東京証券

(%)

(bp)



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値。
令和元年8月より地方債フラットを維持。

3-5. 地方金融機構債(5・20・30年債)のスプレッド推移

5年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第37回	令和7年 6月 10日	250	1.178	15.0	0.0
第38回	令和7年11月 12日	270	1.329	8.0	0.0
第39回	令和8年 6月 9日	160	2.083	10.0	0.0

(※) いずれもグリーンボンドとして発行。

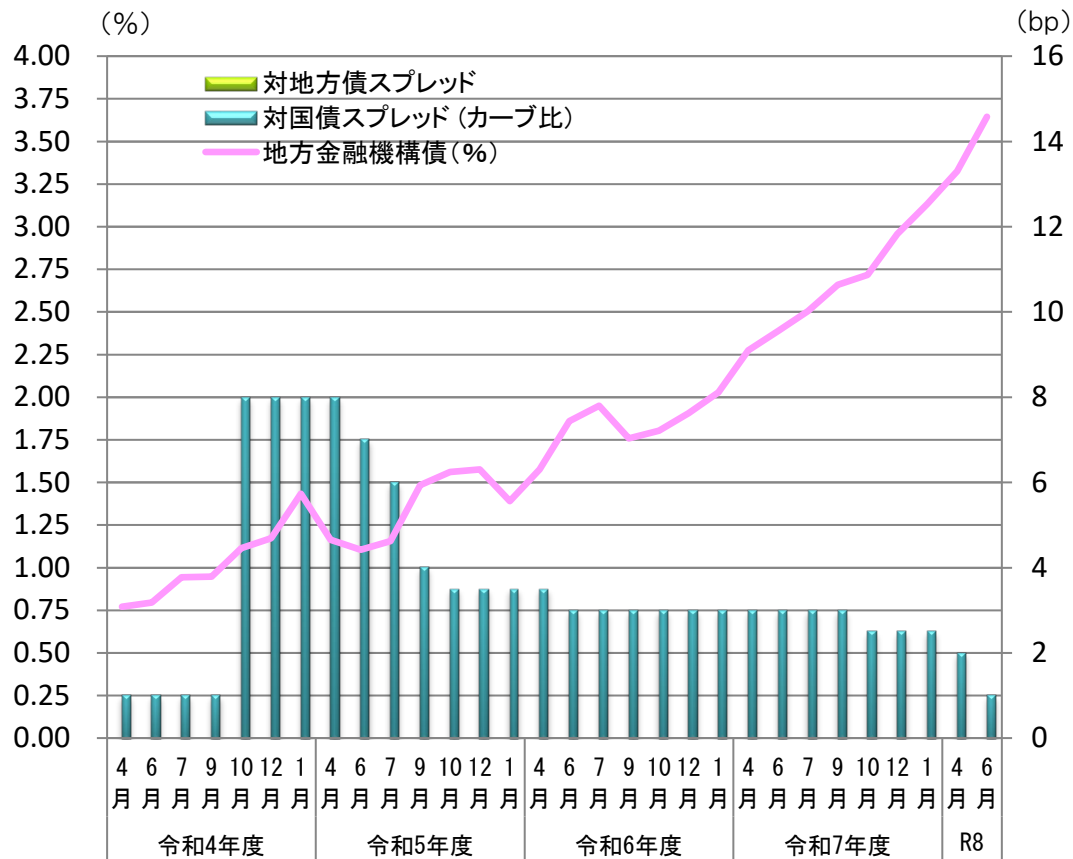
20年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第124回	令和8年 1月 14日	100	3.134	2.5	0.0
第125回	令和8年 4月 9日	150	3.326	2.0	0.0
第126回	令和8年 6月 9日	150	3.645	1.0	0.0

30年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第21回	令和7年 4月 10日	110	2.669	10.0	0.0
第22回	令和7年10月 9日	100	3.272	10.0	0.0
第23回	令和8年 4月 9日	120	3.748	10.0	0.0

20年債スプレッド推移グラフ



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比は機構が独自に算出した理論値。

3-6. 地方金融機構債(2年債)の発行

- 令和8年度においては、長期的な資金調達額の平準化を図るとともに、金利上昇局面における投資家の運用年限短期化のニーズをとらえ、機構としては平成28年2月以来(FLIP債を除く)となる2年債の発行を計画しています。
- 令和8年4月には、計画額150億円に対して、地方公共団体を中心に旺盛な需要をいただいたため、フレックス枠を活用し、計画額を大幅に上回る370億円を発行しました。

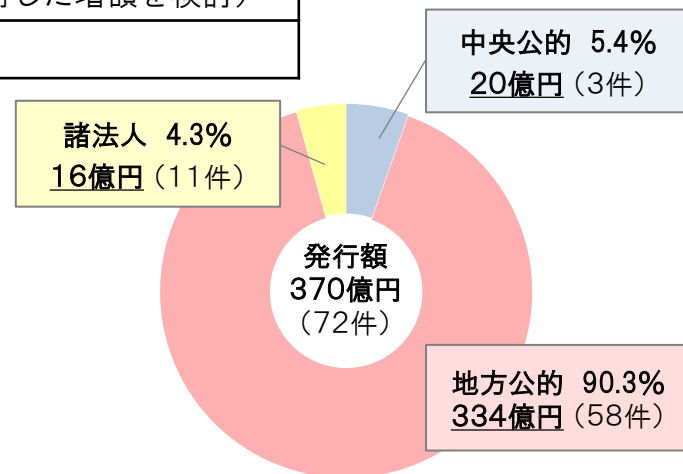
<令和8年度における2年債の計画>

年間計画額	300億円 (市場環境によりフレックス枠を活用した増額を検討)
発行時期	年に2回程度

<令和8年4月における2年債の発行実績>

計画額	150億円
発行額	370億円 (計画額対比+220億円)
条件決定日	令和8年4月9日
利率	1.387%
対国債SP	1.0bp

(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比は機構が独自に算出した理論値。



⇒ 引き続き、市場の需要環境を注視し、
次回2年債の発行は7月を予定しています。

<参考>
定期預金金利
(R.6月時点)

銀行名	利率(2年)
みずほ銀行	年0.500%
三菱UFJ銀行	
三井住友銀行	

3-6. FLIP債 柔軟な起債運営の取組み

年限や発行額など投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して起債する機構独自の仕組み

■ 発行概要

債券の年限	投資家の指定する年限 (注)ただし、状況により対象となる発行年限を制限する場合がある。 (原則、満期一括固定利付債の場合は、2、5、10、20、30年を除く)	令和8年度発行計画案	1,900億円
一回の発行額	10億円以上 (単独または複数の投資家による合計額)	募集時期	随時
令和8年度 FLIP債ディーラー (FD)(五十音順)	・SMBC日興(★) ・SBI ・岡三 ・ゴールドマン・サックス ・しんきん ・大和 ・東海東京 ・野村 ・パークレイズ ・BNPパリバ ・みずほ ・三菱UFJモルガン・スタンレー ★はアレンジャー兼務(プログラムの取りまとめを担当)。		

(注)JFMの資金需要により、募集を取り止める場合や、募集する金額に制限を設ける場合があります。

■ 発行実績

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度 (6月末現在)		備考	
	回数	発行額計	回数	発行額計	回数	発行額計		
年限	2年～10年	34	1,870億円	44	2,400億円	6	510億円	令和6年度:最短4年,最長28年(加重平均 8.65年) 令和7年度:最短3年,最長26年(加重平均 4.79年) 令和8年度:最短3年,最長21年(加重平均 6.64年)
	11年～20年	12	385億円	1	50億円	1	30億円	
	21年～40年	4	160億円	1	50億円	3	90億円	
発行額	100億円未満	46	1,615億円	40	1,400億円	7	230億円	令和6年度:最小30億円,最大200億円 令和7年度:最小30億円,最大200億円 令和8年度:最小30億円,最大200億円
	100億円～200億円未満	0	0	1	100億円	2	200億円	
	200億円以上	4	800億円	5	1,000億円	1	200億円	
合計	50	2,415億円	46	2,500億円	10	630億円		

3-7. FLIP債・スポット債発行実績

■ FLIP債発行実績(一部抜粋)

回号	条件決定日	年限	発行額 (億円)	利率 (%)	発行価額 (円)
F833	令和7年3月19日	6年10か月	45	1.263	100
F835	令和7年4月18日	5年2か月	40	1.004	100
F837	令和7年5月21日	9年6か月	30	1.675	100
F838	令和7年6月19日	2年7か月	30	0.823	100
F854	令和7年7月18日	6年2か月	30	1.306	100
F856	令和7年8月22日	7年9か月	30	1.513	100
F857	令和7年9月18日	2年11か月	30	1.036	100
F862	令和7年10月22日	2年7か月	30	1.037	100
F866	令和7年12月17日	3年0か月	30	1.229	100
F876	令和8年2月19日	2年11か月	60	1.411	100
F882	令和8年4月17日	6年9か月	30	2.160	100
F885	令和8年5月21日	20年9か月	30	3.750	100
F890	令和8年6月19日	20年7か月	30	3.561	100

■ スポット債発行実績

年限	回号	発行月	発行額 (億円)	利率 (%)	発行価額 (円)	対国債SP (bp)※
7年債	第1回	平成24年8月	200	0.446	100	2.5
15年債	第1回	平成25年1月	150	1.334	100	2.0
3年債	第1回	平成25年8月	200	0.170	100	3.0
15年債	第2回	平成25年12月	200	1.161	100	9.0
15年債	第3回	平成26年1月	150	1.176	100	8.0
2年債	第1回	平成26年2月	500	0.135	100	5.0
30年債	第1回	平成26年6月	150	1.864	100	19.0
2年債	第2回	平成27年3月	250	0.100	100	—
2年債	第3回	平成28年2月	250	0.030	100	—
40年債	第1回	平成31年2月	150	0.882	100	19.0
40年債	第2回	令和2年1月	150	0.646	100	16.0
30年債	第11回	令和2年8月	100	0.633	100	7.0
40年債	第3回	令和2年9月	100	0.754	100	15.0

※対国債SPIはカーブ比(bp)での表記。カーブ比は機構が独自に算出した理論値。

3-8. 外債発行計画と実績

■ 発行計画と実績

令和8年度(計画)		3,000億円程度
令和7年度	3件	3,969億円程度
令和6年度	2件	3,124億円相当
令和5年度	4件	3,273億円相当
令和4年度	9件	2,703億円相当

「キャピタル・アイ Awards “BEST DEALS OF 2019”
グリーンボンドが 外債部門 特別賞受賞

■ MTNプログラムの概要

区分	内容
発行体	地方公共団体金融機構
保証	なし
発行限度額	3兆円
通貨	マルチカレンシー
発行市場	グローバル市場
準拠法	英国法
上場	ルクセンブルク証券取引所(非規制市場)
ディーラー	
Barclays (兼アレクザンダー)	BNP PARIBAS
BofA Securities	Citigroup
Credit Agricole CIB	Daiwa Capital Markets
Goldman Sachs International	J.P. Morgan
Mizuho	Morgan Stanley
Nomura	(アルファベット順)

《ベンチマーク債等》

太線囲み: グリーンボンド

市場	通貨	発行額	円換算額	年限	利率(%)	発行日	条件(bps)
グローバル	米ドル	5億	792億	5年	4.125	令和8年 4月 2日	MS+58
ユーロ	ユーロ	7.5億	1,367億	5年	2.750	令和8年1月16日	MS+31
グローバル	米ドル	7.5億	1,096億	5年	4.125	令和7年7月30日	MS+63
グローバル	米ドル	10億	1,506億	5年	4.375	令和7年 4月 2日	MS+64
ユーロ	ユーロ	5億	814億	5年	2.750	令和7年1月16日	MS+45
グローバル	米ドル	15億	2,310億	5年	5.000	令和6年4月23日	MS+65
ユーロ	ユーロ	5億	797億	5年	2.875	令和6年1月23日	MS+34
グローバル	米ドル	7.5億	1,085億	3年	5.125	令和5年 9月 1日	MS+62

《プライベート・プレースメント債》

通貨	発行額	円換算額	年限	利率(%)	発行日
米ドル	25百万	37億	5年	SOFR+0.73	令和4年10月26日
ユーロ	25百万	35億	6年	1.957	令和4年7月26日
ユーロ	25百万	36億	5年	2.229	令和4年7月5日
豪ドル	100百万	77億	10年	1.485	令和2年12月9日
豪ドル	30百万	23億	10年	1.453	令和2年11月27日
豪ドル	200百万	151億	10年	1.490	令和2年11月27日
豪ドル	250百万	191億	15年	2.004	令和2年11月27日
豪ドル	70百万	52億	10年	1.436	令和2年10月28日
豪ドル	40百万	30億	15年	1.878	令和2年10月15日

※

※変動利付債

(注)発行する債券の通貨、年限等は、個別の債券発行の際に決定。

4. 機構におけるサステナビリティ・地域貢献・ 地方支援業務等の取組について

4-1. 機構におけるサステナビリティの取組(1)

●サステナビリティに関する取組

- 機構は、基本的な方針であるサステナビリティポリシーの下、事業全体を通じてESGの観点を意識し実践することで、持続可能な地域社会の実現に貢献します。
- 理事長を委員長とするサステナビリティ委員会において機構のサステナビリティに関する取組全般を審議し、取組を推進してまいります。
- 人的資本や気候変動対応に関する情報といったサステナビリティ情報の積極的な開示を行います。
(サステナビリティについてのホームページ：<https://www.jfm.go.jp/sustainability/index.html>)

●国外グリーンボンドを発行

- 機構では、地方公共団体のSDGsに関する取組を積極的に発信するとともに、長期・低利の融資を安定的に行うため、令和元年度に、地方公共団体が行う下水道事業への貸付けを資金用途とするグリーンボンドを国外債により初めて発行し、以後毎年度発行しています。
- グリーンボンドの発行成果については、その事業概要や環境改善効果等について地方公共団体に対してアンケート調査を実施し取りまとめたレポートを発行し、投資家に対して、地方公共団体のSDGsの取組や環境改善効果等について積極的に発信しています。
- 機構のグリーンボンド・フレームワークは、グリーンボンドの国際的な基準として一般的に認識されているICMA（国際資本市場協会）の「グリーンボンド原則2021」及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2022年版」で規定された4つの要素（調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定プロセス、調達資金の管理、レポートイング）に適合するものとして、第三者機関であるMoody'sからセカンド・パーティー・オピニオンを取得(5段階評価で上から2番目の評価(非常に高い))しています。

<発行実績>

発行回数	発行額/通貨	円換算額	年限	利率(%)	発行日	条件(bps)
第1回	5億ユーロ	600億円	7年	0.050	2020.2.12	MS+26
第2回	5億ユーロ	636億円	7年	0.010	2021.2.2	MS+22
第3回	7.5億米ドル	858億円	3年	1.500	2022.1.27	MS+26
第4回	5億ユーロ	711億円	5年	3.375	2023.2.22	MS+31
第5回	5億ユーロ	797億円	5年	2.875	2024.1.23	MS+34
第6回	5億ユーロ	814億円	5年	2.750	2025.1.16	MS+45
第7回	7.5億ユーロ	1,367億円	5年	2.750	2026.1.16	MS+31

※ 第1回グリーンボンドについては、キャピタル・アイ Awards “BEST DEALS OF 2019” の外債部門特別賞を受賞

(グリーンボンドについてのホームページ：
<https://www.jfm.go.jp/ir/greenbond.html>)

4-1. 機構におけるサステナビリティの取組(2)

●国内グリーンボンドの発行

- 国内ESG債市場は拡大傾向にあり、共同発行市場公募債でも令和5年度に初のグリーンボンドを発行しています。
- 機構としても投資家のニーズに適切に対応し、公的主体としてESGに関する取組みを一層推進するとともに、地方共同の資金調達機関として、グリーンボンドの発行等を通じて各地方公共団体のSDGsに関する取組を発信していくことが重要と考え、令和6年度から新たに国内グリーンボンドを発行しています。

<令和8年度における国内グリーンボンドの概要>

資金使途	水道事業への貸付け
年限	5年債
計画額	200億円（市場環境によりフレックス枠を活用した増額を検討）
レポートニング	<ul style="list-style-type: none"> ・有効率を中心に、貸付額・給水人口・給水量などに加え、可能な範囲で電気使用削減量・CO₂排出削減量の開示を想定 ・グリーンボンド発行後、貸付団体へのアンケート調査により作成（発行の翌年度における作成を想定）
外部評価	第三者機関であるMoody'sよりセカンド・パーティー・オピニオンを取得 ※資金使途として新たに水道事業への貸付けを追加するため、グリーンボンド・フレームワークを改訂

<発行実績>

発行回数	発行額	年限	利率(%)	発行日	対国債SP(bp)
第1回	210億円	5年	0.638	2024.6.19	C+4.0
第2回	200億円	5年	0.809	2024.12.20	C+8.0
第3回	250億円	5年	1.178	2025.6.20	C+15.0
第4回	270億円	5年	1.329	2025.11.28	C+8.0
第5回	160億円	5年	2.083	2026.6.19	C+10.0








※ 日銀気候変動対応オペの対象要件を充足



(参考) JFMグリーンボンド・フレームワークの概要

1. 調達資金の使途

グリーンボンドの資金使途は、地方公共団体の行う下水道事業及び水道事業への貸付けであり、グリーンボンドによる調達資金は、グリーンボンドを発行した年度末までに、以下の適格基準を満たす既存または新規の事業に対する貸付けまたはその借換に充当されます。

適格基準	カテゴリー	環境目的	SDGsとの整合性
法※1に規定された水準を満たす、 下水道関連施設 （下水処理施設や管渠など）の開発、建設、保全、更新、運営	持続可能な水資源及び廃水管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染防止及び抑制 ・ 水資源の保全 ・ 下水汚泥のエネルギー利用及び下水汚泥のリサイクル 	   
法※2に規定された水準を満たす、 水道事業関連施設 （浄水施設や管路など）の開発、建設、保全更新、運営		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水資源の有効利用・保全 	  

※1 下水道法、水質汚濁防止法、浄化槽法 ※2 水道法

2. プロジェクトの評価と選定プロセス

グリーンボンドによる調達資金を充当する貸付けの対象である適格事業は、機構のサステナビリティ対応ワーキンググループによって評価・選定されます。

3. 調達資金の管理

グリーンボンドによる調達資金は、適格事業に対する貸付けまたはその借換に充当されるまでの間、現金または現金同等物によって適切に管理されます。

4. レポーティング

サステナビリティ対応ワーキンググループは、関係する地方公共団体に対して、適格事業の環境改善効果等に関する指標を取得するためにアンケート調査を実施し、グリーンボンドによる調達資金の全額が充当されるまでの間、機構のウェブサイトでも毎年レポートします。

(参考) レポート①

総括／債券概要

- ▶ 機構は、サステナビリティに関する取組を一層推進するために、令和6年度から新たに国内グリーンボンドを発行しています。地方公共団体が行う水道事業への貸付けを資金使途とするグリーンボンドを、令和6年6月に210億円、令和6年12月に200億円発行しました。
- ▶ 機構のグリーンボンド・フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則（GBP）2021」及び環境省の「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」が定める4つの要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定プロセス、調達資金の管理及びレポート）に適合しています。
- ▶ 第三者機関であるMoody'sからセカンド・パーティー・オピニオンを取得し、サステナビリティ・クオリティ・スコア：SQS2（5段階評価で上から2番目『非常に高い』）を得ています。

グリーンボンド 債券概要

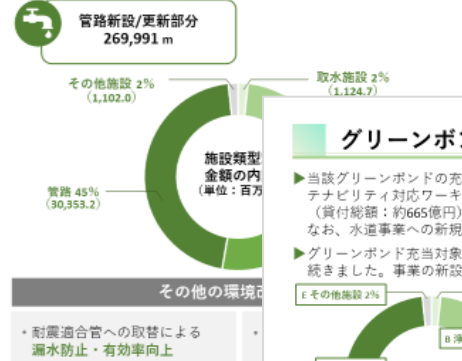
回号	5年 第35回地方公共団体金融機構債券（グリーンボンド）	5年 第36回地方公共団体金融機構債券（グリーンボンド）
年限	5年	5年
発行額	210億円	200億円
条件決定日	令和6年6月11日	令和6年12月10日
発行日	令和6年6月19日	令和6年12月20日
償還日	令和11年6月28日	令和11年12月28日
利率	0.638%	0.809%
債券格付	A1 / A+ / AA+ (Moody's / S&P / R&I)	A1 / A+ / AA+ (Moody's / S&P / R&I)
第三者認証機関	Moody's	Moody's
サステナビリティ・クオリティ・スコア	SQS2（非常に高い）	SQS2（非常に高い）



充当事業とその効果の概要

（詳細はP5参照）

- ▶ 当該グリーンボンドの充当事業である令和6年12月20日～令和7年3月31日の貸付けについて、貸付先の地方公共団体へ水道事業の環境改善効果等に関するアンケート調査を行った結果、以下の効果が確認できました。また、充当事業の施設類型別金額の内訳は以下のとおりです。なお、水道事業への新規貸付け（資本費平準化債を除く）を対象としているため、リファイナンス率は0%です。



インパクトレポートでは、アンケート調査を実施した**適格事業の内訳や主要な環境改善効果等に関する指標等**について報告します。

グリーンボンド充当事業の概要

- ▶ 当該グリーンボンドの充当事業である、貸付期間が令和6年12月20日～令和7年3月31日まで貸付金額が3億円以上等の54団体に対して、機構のサステナビリティ対応ワーキンググループが調査を行ったところ、合計50団体（有効回答率93%）から有効な回答を取得しました。（貸付総額：約665億円）
- ▶ なお、水道事業への新規貸付け（資本費平準化債を除く）を対象としているため、リファイナンス率は0%です。
- ▶ グリーンボンド充当事業の貸付額を事業の施設類型別にみると、管路が最も多く45%を占め、浄水施設・設備が40%、送配水施設・設備が11%と続きました。事業の新設は21%、更新・建替は79%でした。



充当事業の環境改善効果

- ▶ グリーンボンド充当事業の対象地域における給水人口は、18,989,235人、年間の給水量は、1,834,876,732m³、新設・更新された管路の総延長は、269,991mでした。
- ▶ 充当事業におけるその他の環境改善効果等としては、「管路を耐震適合管へ更新することにより、漏水を防止し、有効率が向上する」といった水資源の保全効果や、「省エネ設備を導入することにより、従来よりも消費電力量およびCO₂排出量を削減する」といったものがありました。また、「管路布設工事の際に出る建設発生土を別工事に使用する」、「浄水過程で発生する浄水発生土を肥料等へ再利用する」といった資源のリサイクルに取り組んでいる団体もありました。



※調査対象となる公団の調査方法
 1) 給水人口：元団体の給水人口を調査
 2) 年間給水量：元団体の給水人口と給水人口あたりの年間給水量を調査
 3) 管路新設/更新部分：管路の長さによる調査

その他の環境改善効果等

- ・耐震適合管への取替による漏水防止、有効率向上
- ・浄水発生土のリサイクル（セメント材料、肥料等へ再利用）
- ・管路布設時に発生する建設発生土を再資源化
- ・浄水場の機械・設備の更新時に省エネ設備を導入



JFM グリーンボンドインパクトレポート 2025 より抜粋
 ※水道事業への貸付けを資金使途として令和6年6月と12月に発行した国内グリーンボンドに関するレポート



(参考) レポーティング②

充当事業一覧

実行 団体	給水 人口 (人)	年間 給水量 (m)	有効率 (%)	施設 類型	施設 更新	事業費 総額 (千円)	機構 買付額 (千円)	機構買付額/ 事業費総額 (%)	管路新設/ 更新部分 (m)	その他の環境改善効果等	
百穂市	234,269	32,664,782	86.4	A	新設	取水施設の更新	64,555	53,100	82.3		管路の移設・更新 - 耐震管への取替により漏水防止、災害対策 浄水場止まりサイクル率100% - セメント原料、工事用土の戻し土へ利用
				B	更新	赤川地区浄水場 着水井及び浄水井電気設備の更新	39,073	29,700	76.0		
				B	更新	旭岡浄水場 次亜塩素酸装置の更新	84,194	68,400	81.2		
				C	更新	減圧弁等の更新	41,609	34,200	82.2		
				D	更新	導水管の移設	71,312	42,100	59.0	N/A	
				D	更新	配水管の移設	222,764	30,300	13.6	N/A	
				D	更新	配水管の更新	1,054,113	710,900	67.4	4,417	
				D	更新	配水管支管の更新	74,494	61,300	82.3	844	
小樽市	103,595	14,096,965	87.2	C	更新	低区配水池の更新(耐震化)	558,989	558,989	100		
				C	更新	低区配水池 場内配管の更新(耐震化)	73,811	73,811	100		
旭川市	301,290	29,871,448	91.1	D	更新	配水管の改良及び耐震化	2,989,179	2,753,570	92.1	24,281	
訓子府市	167,440	18,294,347	89.4	B	新設	東園浄水場 高圧浄水処理施設の更新	3,516,297	1,533,400	43.6		
別海町	13,705	5,218,210	92.0	E	更新	国営環境保全型かんがい排水事業 用水路の更新・耐震化	300,000	300,000	100	8,000	

【施設類型】 A: 取水施設・設備(貯水施設・導水施設を含む) B: 浄水施設・設備 C: 送配水施設・設備 D: 管路 E: その他



活用事例Ⅰ 弘前市 樋の口浄水場等建設事業



弘前市 樋の口浄水場の完成予想図

事業概要 (事業期間: 令和2年度~令和8年度(予定))

総事業費(令和6年度): 4,776百万円 / うち機構資金: 1,669.5百万円

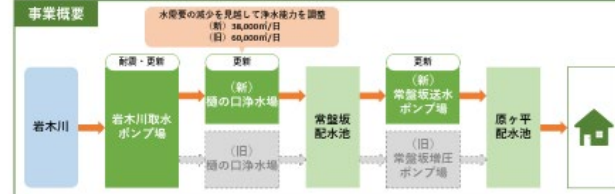
- ・基幹水道施設である「樋の口浄水場」、岩木川の水を取水するための施設である「岩木川取水ポンプ場」、水道水の送水施設である「常盤坂増圧ポンプ場」は、建設から半世紀程度が経過し、耐震性能の不足や老朽化が顕著となっており、対策が急務となっていました。
- ・水需要の減少や地震等の災害への対応、効率的な運転管理方法など、長期的な視点からコスト削減と安定的な運転管理が可能である手法を検討した結果、設計及び建設工事並びに90施設の運転管理を一括で発注する「DBO方式」にて事業を実施。

- ・今後の需要見込みをもとに施設規模を現在の60,000m³/日から38,000m³/日へ調整。
- ・機構資金は、「岩木川取水ポンプ場」の耐震改修、設備更新及び「樋の口浄水場」「常盤坂送水ポンプ場」の更新にかかる設計、建設工事費用に充当。

ポイント 高効率モーター等の使用による環境改善効果

- ・水需要の減少を見越して施設規模を60,000m³/日から38,000m³/日へダウンサイジング。また、高効率モーターを導入することにより、電力使用量を年間約142,000kWh削減。
- ・電力使用量の削減等により温室効果ガス排出量を年間約55,000kg削減(推定値)。
- ・地震や停電、漏水などへの対策を強化し、災害時に強い施設に改修。
- ・浄水処理工程を強化し、供給する水の安全性が向上。

事業概要



事業の効果



4-1. 機構におけるサステナビリティの取組(3)

●貸付事業を通じたサステナブルなまちづくりへの支援

地方公共団体は、人口減少社会を迎え、少子高齢化対策や地方創生事業に取り組むとともに、公共施設の更新や頻発する自然災害への対応等、さまざまな行政需要に直面しています。機構はこれらの課題に対応するため、地域のインフラ整備や住民への行政サービスの充実等を行う地方公共団体への融資を通じ、地域の環境維持改善やサステナブルなまちづくりに寄与しています。

機構の融資事業例及びSDGsとの関連性

水道事業



千葉県木更津市
金田配水場

令和7年度貸付実績 644団体 1,894億円

下水道事業



長野県飯田市
松尾浄化管理センター

令和7年度貸付実績 755団体 2,960億円

病院事業



兵庫県神戸市

兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター
令和7年度貸付実績 221団体 2,304億円

交通事業



熊本県熊本
熊本市交通局 0800系超低床車

令和7年度貸付実績 12団体 195億円

緊急防災・減災事業



高知県黒潮町
佐賀地区津波避難タワー

令和7年度貸付実績 865団体 1,677億円

教育・福祉施設等整備事業



青森県弘前市
裾野小学校

令和7年度貸付実績 227団体 371億円

※SDGsとは？

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標として採択されたものです。気候変動や格差などの幅広い課題の解決を目指し、17分野のゴールと具体的なターゲットとして169項目を設定しています。

4-2. 地方公共団体金融機構による地域貢献



未来創造センター（沖縄県宮古島市）



防府市公会堂（山口県防府市）



こもテラス（長野県小諸市）

機構資金は公共サービスの提供や地域の振興に役立っています。



東の杜（山形県東根市）



北九州市交通局（福岡県北九州市）



寝屋川市クリーンセンター
（大阪府寝屋川市）

- 全国ほぼすべての地方公共団体に貸付を行っており、機構債への投資が間接的に皆様の地域貢献に結びついています。

4-3. 地方支援業務

地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、地方公共団体の良き相談相手として、地方の政策ニーズへ積極的に対応しています。地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを積極的かつきめ細かに展開するとともに、各種の調査・研究を進め、情報発信を実施しています。

調査 研究

- ① 地方財政史プロジェクト
- ② 研究プロジェクト
「地方財政からみた社会保障政策」
- ③ JFM・GRIPS連携プロジェクト
- ④ 地域金融に関する調査研究
- ⑤ 地方公共団体の先進事例に関する調査研究
- ⑥ 地方財政等に関する研究者
に対する助成事業
- ⑦ 出版助成事業
- ⑧ 研修研究員制度
- ⑨ 各種研究会等
- ⑩ 財務情報を活用した
財政分析・診断事業
- ⑪ 地方公共団体のニーズ・課題把握
のための調査

(参考) 地方財政史プロジェクト

第1分冊

昭和27年度～
昭和36年度

第2分冊

昭和37年度～
昭和47年度

第3分冊

昭和48年度～
昭和59年度

第4分冊

昭和60年度～
平成12年度

第5分冊

平成13年度～
平成21年度

第6分冊

平成22年度～
平成30年度

人材育成 ・ 実務支援

- ① 地方公共団体の
経営・財務マネジメント強化事業
- ② 関係機関との共催事業
- ③ JFM地方財政セミナー
・地方公営企業セミナー
- ④ 資金調達・資金運用に関する
各種研修
- ⑤ eラーニングによる研修
- ⑥ 出前講座（金融・財政関係）
- ⑦ 財政運営や資金調達等に係る
実務支援（個別相談）
- ⑧ 資金調達・資金運用に関する
AIチャットボット

(参考) 経営・財務マネジメント強化事業

課題対応
アドバイス事業
(市区町村等の要請に
応じた派遣)

啓発・研修事業
(市区町村向け研修を行う
都道府県に派遣)

総務省との
共同事業

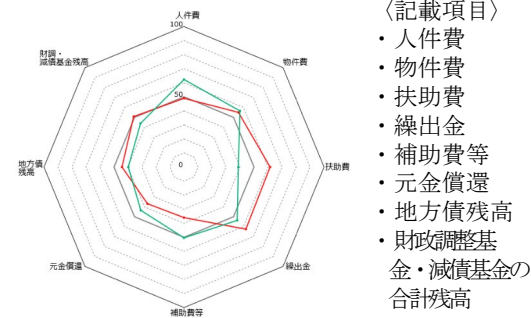
JFMの負担で
アドバイザー
を派遣

情報 発信

- ① 先進事例検索システムの運用
- ② 財政分析チャート
「New Octagon」の運用
- ③ 研修テキストの公開
- ④ 金融知識等の提供

(参考) 「New Octagon」

URL: <https://octagon.jfm.go.jp/>



(参考)公庫債権金利変動準備金の国への帰属について

- 平成20年度以降、令和6年度までに総額2.9兆円の公庫債権金利変動準備金を国庫に帰属させ、交付税財源等に活用。
- 地方公共団体金融機構法附則第14条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、令和7年度は2,000億円を国に帰属させ、その全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に繰入れ。

【国庫帰属のこれまでの沿革】

年度	納付額	活用先
H20	3,000億円	地域活性化・生活対策臨時交付金
H24～ H25	総額1兆円 H24 3,500億円 H25 6,500億円	地方交付税
H27～ H29	総額6,000億円 H27 3,000億円 H28 2,000億円 H29 1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費)
H29～ R1	総額8,000億円 H29 3,000億円 H30 4,000億円 R1 1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費を 中心)
H30	0.6億円	上下水道コンセッションに係る 補償金免除繰上償還の財源

年度	納付額	活用先
R2～ R6	総額2,300億円 R2 600億円 R5 500億円 R3 400億円 R6 300億円 R4 500億円	森林環境譲与税
R7	R7 2,000億円 (予定)	地方交付税

【地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）（抄）】

（公庫債権金利変動準備金等の帰属）

附則第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。

連絡先

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

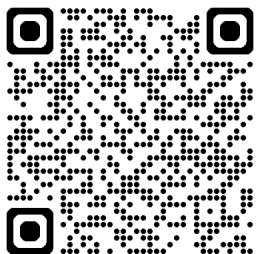


地方公共団体金融機構

Japan Finance Organization for Municipalities

資金部資金課

- 住所: 〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館内
- 電話: 03-3539-2696
- FAX : 03-3539-2615
- E-mail: shikinka@jfm.go.jp
- URL : <https://www.jfm.go.jp/>



←投資家説明会の
録画映像・資料はこちらから

URL : <https://www.jfm.go.jp/ir/ir/index.html>



(日比谷 市政会館)

ご購入時等の留意事項

当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況は今回ご説明した見通しとは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。